

地域分権制度検討にあたっての論点について

今後、地域分権制度の検討を進めるにあたり、その基本的な方向性などについては、下記の論点 1 から論点 8 に留意してください。

論点 1 地域分権制度検討にあたっての基本的姿勢について

今後の地域自治システムを考えるうえでは、行政は「全市一律」にこだわらず、それぞれの地域にあったメニューを許容するという姿勢が重要になります。

また、多様な主体が一緒になって、地域が 5 年後、10 年後にどうあるべきなのかということを見据えて、議論を進めていく必要があります。

なお、この場合の「地域」とは、概ね小学校区単位を意味しています。

論点 2 地域自治における組織・担い手について

これまでの推進会議での議論や行政からの報告、また、地域別懇談会の報告書から、自治会の規模やコミュニティ推進（連絡）協議会の成り立ちや構成、そして、各種団体との関係性など、地域によって様々であることが見えてきました。

また、福祉部門においては、地域ごとに地区福祉委員会の活動として、福祉デザインひろばづくり事業の展開など、まさに「参画と協働のまちづくり」の 1 つの形が始まっています。

さらに、住民にとって最も身近な組織である自治会については、高齢化やライフスタイルの変化などにより、自治会加入率の低下に歯止めがかからない状況となり、それに伴い、自治会を核とした地域における様々な団体のネットワーク組織としてのコミュニティ推進（連絡）協議会の活動にも影響が出てきています。

こうしたことから、地域自治システムを考えるうえでは、歴史ある既存の活動の良い部分を十分に生かしていくとともに、自治会、コミュニティ推進（連絡）協議会、地区福祉委員会などの関係性を改めて見直し、地域の実情に合った多様なパターンを想定することが重要です。

また、現在、地域においては、地域組織と事業者や NPO など、多様な主体による協働のまちづくりのスタイルが確立できていない状況にあります。今後、地域自治を進めるにあたっては、事業者や NPO などその地域の一員だという意識を、地域住民全員がさらに強め、共に地域課題の解決にあたること、そして、特に事業者や NPO ならではのネットワーク力も発揮することが求められます。

論点 3 地域分権制度の受け皿組織について

川西市では、昭和 50 年代からコミュニティづくりを進めており、自治会を核とした地域における様々な団体のネットワーク組織としてのコミュニティ推進（連絡）協議会が、概ね小学校区単位で結成されています。1 つの小学校区を除いた 13 の地域のコミュニティ推進（連絡）協議会では、地域の特色を生かし、活発な活動が展開されています。

振り返れば、当初に示されたコミュニティ行政を推進するにあたっての基本的な考え方や目指すべき方向性は、今日的にもなお有効であり、各地域におけるコミュニティ組織が、その目的を果たしうる組

織として機能しているならば、現在進めようとしている地域分権の受け皿組織としての役割を十分に担うことができるものと考えます。

しかしながら、地域によっては、組織運営等に様々な課題を抱えている実態もあることから、地域の実情に応じた受け皿づくりを進める必要があります。また、その受け皿組織を、誰がどのように認定するのか、どのような権限を移譲するのかについて、その基本的な部分を示す必要があります。

論点4 合意形成と責任について

地域自治の仕組みの中で一番大事なものは、合意形成の仕組みであると考えます。

公金を使って事業をする場合、地域の中で合意が図られ、誰もが納得する公共的な目的がなければなりません。

自治会はもちろん、地域自治組織の「核」になりますが、それ以外の人をどう巻き込んでいくのか、また、詳細については役員会で決めるとしても、お金の使い方や地域の中の優先メニュー付けといった基本的な部分については、住民総会を開いて意見を吸い上げる仕組みを作るなど、合意形成の仕組みをしっかりと条例などで担保する必要があります。

また、地域住民の合意のもとで行った事業について、その分の責任は自分たちで負わなければいけないということも認識することが必要です。

論点5 地域情報の共有について

地域自治を進めるうえでは、地域情報の共有が重要になります。

そのため、全市的な情報や地域ごとの情報が、市民の皆さんが使いやすい形のデータベースとして整理されている必要があります。

さらに、地域ごとの情報共有の手段としては、地域資源を発掘し、評価しながら、「地域カルテ」を作成していくことが有効であると考えられます。

その地域カルテを参考にしながら、「この地域をこのようにしたい」という想いを皆で共有し、そして、そのありたい姿に向かうため、地域課題を解決していく話し合いの場である「ラウンドテーブル」が必要となります。

また、ラウンドテーブルの参加者については、それぞれの地域の実情に応じて、地域の皆さんで決めることが重要ですが、できるだけ幅広い人々の参加ができるような場づくりが大切になります。

論点6 地域分権にかかる権限や財源について

これまでの補助金の多くは、市役所の各課が、縦割りで支出する形になっており、地域の住民にとっては事務作業が煩雑になっています。また、類似した仕事を複数の部署からの補助金で実施しなければならないこともあり、使いづらく、かつ非効率なものになっているのが現状です。

地域分権を進めるためには、財源と権限が必要になりますが、これらを受け取る地域においては、地域のありたい姿の実現に向けてこういう事をやっていきたいという地域住民の合意を前提とした計画を策定し、これに基づいてお金を支出するというイメージで捉える必要があります。

そのため、まずは、一つの小学校区に行政のどの部門からどんなお金が出ているかを一覧表にし、これらの関係やどんなことが地域で行われているのかを把握することが必要です。

また、地域に移譲された財源は、繰越しや人件費の充当が可能か否かということは、地域にとって非常に大きな問題になりますので、地域自治を進めるうえで使いやすい資金運用のあり方についても、十分に市民の皆さんとの意見交換をしなければなりません。

論点7 地域担当職員制度について

地域と行政を結ぶ地域担当職員は、単に地域課題を行政に伝えるだけでなく、地域で課題解決するためのラウンドテーブルを開催したり、そこで議論を集約したものを、これに対して行政はどのような支援ができるのかということ課題提起できるような役回りを果たすべきであると考えます。

この点については、今後、市民の皆さんや職員の皆さんの意見を十分に聞きながら、制度の構築に努めてください。

また、行政内部で地域担当職員同士の情報共有や、それらの情報を活用する仕組みの検討も必要になりますので、庁内においても十分に調整する必要があります。

論点8 地域自治における活動拠点について

現在、活動している団体の中には、活動拠点が確保できていない地域もあります。

地域活動の事務局として使用できるような場所も必要となりますが、その管理や運営も含め、地域の実情に応じて、どのような拠点が自分たちで地域を担うために必要なのかということを十分に議論し、地域住民の合意を得て選択する必要があると考えます。

その際には、新たに施設を整備するのではなく、用途は異なっても、機能が果たせる施設が存在するならば、その有効活用を図る必要があると考えます。